

役員・評議員等報酬基準

(目的)

第1条 この基準は、役員・評議員等の報酬に関する基準を定めたものである。

(定義)

第2条 役員とは、理事および監事をいう。

- 2 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所として、週 24 時間以上当法人の職務に従事する者をいう。
- 3 非常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所として、週 24 時間未満、当法人の職務に従事する者をいう。
- 4 外部役員とは、理事会、評議員会等の会議または入札立会いへの出席等を主たる任務とする理事をいう。
- 5 評議員等とは、評議員、評議員選任解任委員、苦情解決委員会第三者委員および顧問をいう。
- 6 報酬とは、法人と委嘱関係にある役員および評議員等の業務執行の対価として支払われる金銭をいう。
- 7 費用とは、法人と委嘱関係にある役員および評議員等の業務執行に要した交通費、宿泊費等をいう。

(役員報酬額)

第3条 役員の報酬額は、他の民間事業者の役員の報酬、当法人職員の給与、当法人の経理状況、その人の役員任命直前の報酬、役員採用の経緯、当法人によるこれまでの役員採用の事例などを勘案して決められるもので、すべての役員の報酬の合計額が 2,500 万円の範囲内で、第 4 条に定めた基準を参考とし常勤役員の協議で報酬案を決定する。

(報酬の取扱い基準)

第4条 役員および評議員等の報酬の取扱いには、次の基準を設ける。

1 常勤役員

- (1) 報酬額は定額報酬（年俸制）とする。このほか、通勤手当および退職手当を支払うものとする。
- (2) 職員を兼務する者については、管理職手当を支給しない。ただし役員手当を職員としての給与とは別に支給する。
- (3) 報酬額は、法人内の役職員からの任命の場合、任命直前の年俸および同規模の他法人の常勤役員の年俸を参考に決定されるものとする。
ただし、法人役職員以外からの任命の場合は、前条の規定によるものとする。

2 非常勤役員

報酬額は月給制（1日単位の基本給×勤務日数）とし、1日単位の基本給の算出基準は次の算式による。このほか、賞与および交通費を支払うものとする。

- ① 時給として 3000 円を採用し、これに任命後の勤務日に想定されるおよその勤務時間を乗じた金額を 1 日の基本給とする。ただし法人役職員以外からの任命の場合は、前条の規定によるものとする。
- ① 前項の勤務日に想定されるおよその勤務時間に著しく変更をきたす場合には、見直しをするものとする。

3 監事および外部役員

監事および外部役員に対する報酬額は、1回当たり 10,000 円とする。ただし、監事監査に対しては、報酬額は 3000 円×業務時間とする。

このほか、交通費等の費用は弁償する。

4 評議員等

前項の規定に準ずるものとする。

（支払い方法等）

第5条 常勤役員および非常勤役員に対する給与の支払い日、給与の支払い方法、通勤手当、賞与については、職員に対する法人給与規程に準ずるものとする。

- 2 監事、外部役員および評議員等に対しては、弁償費用も併せて、原則当日払いとする。
- 3 支払われる役員報酬から所得税および社会保険料等控除する。

（その他）

第6条 この役員・評議員等の報酬基準は、対象事項や規定条文の解釈等の追加、変更等を行う場合は、評議員会の議決を経なければならない。

付則 平成 29 年 3 月 25 日制定、平成 29 年 4 月 1 日 施行開始する。

施行により「役員・評議員等報酬・費用弁償規程 事務取扱要領」は廃止する。